

令和5年 4月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和5年4月20日 午後2時 日光市役所本庁舎大会議室

出席農業委員	11名	1番 川村 耕一	2番 手塚 幸子	3番 高橋 和子	4番 福田 絹江
		5番 斎藤 敏夫	6番 加藤 英利	7番 神山 隆治	8番 増 淵 勝
		9番 高橋 久美子	10番 小 池 毅	11番 渡 邊 悦子	
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	20名	12番 柏 木 武	13番 福田 富美男	14番 大島 一比古	15番 富田 順子
		16番 福田 正明	17番 神 山 守	18番 村 上 隆	19番 酒 主 学
		20番 星野 由起夫	21番 西 巻 光次	22番 福田 浩一	23番 柴田 洋一
		24番 吉原 浩之	25番 福田 重勝	26番 福田 隆夫	27番 大島 昭吾
		28番 阿久津 文枝	29番 大 貫 宣 秀	30番 佐 藤 修一	31番 小 倉 政一
欠席推進委員	なし				
傍 聴 人	なし				

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第9号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第4	報告第10号	農地法第18条（通知）について
第5	推薦第2号	日光市農業農村男女共同参画推進委員の推薦について
第6	議案第23号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第24号	日光農業振興地域整備計画の重要変更について
第8	議案第25号	日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について
第9	議案第26号	農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更について
第10	議案第27号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について
第11	議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請について
第12	議案第29号	非農地証明願について
第13	議案第30号	農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第14	議案第31号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について

小又一美事務局長

本日は、お集りいただきましてありがとうございます。それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
本日の出席委員は、農業委員11名中11名であります。
農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たして

おりますので、本総会は有効に成立しております。
 推進委員につきましては、20名中20名の出席であります。
 また、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。

福田 絹江 議長
 小又一美事務局長
 ただ今から、令和5年4月 日光市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。
 (議事日程を朗読)

福田 絹江 議長
 日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、私、議長において指名をいたしたいと思っております。7番神山隆治委員、8番増淵勝委員のご両名を指名いたします。

福田 絹江 議長
 日程第2「会期の決定」を行います。
 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
 (「異議なし。」との声あり。)
 ご異議なしと認めます。
 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。
 それでは、議事に入ります。
 なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。

福田 絹江 議長
 日程第3、報告第9号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 (鯉沼慶主査挙手)
 はい、鯉沼主査。
 総会資料1ページをお開き下さい。
 報告第9号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」をご説明いたします。
 先月の5条申請案件ですが、1件ございました。許可書につきましても1件交付いたしました。譲渡人、譲受人、土地の所在等は申請のとおりです。総会審議日は令和5年3月20日。
 許可日および指令番号につきましては、令和5年3月20日、日農委指令第5-53号で許可書を発行しております。
 以上でございます。
 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
 (「なし。」との声あり)
 それでは、次に移ります。

福田 絹江 議長
 福田 絹江 議長
 日程第4、報告第10号「農地法第18条(通知)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
 (永吉和彦副主幹挙手)
 はい、永吉副主幹。
 報告第10号 農地法第18条(通知)について、ご説明いたします。
 総会資料は、2ページ～5ページとなります。
 本案件は、農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人・借人の住所・氏名及び土地の表示、解約理由等は通知のとおりです。件数は9件で、申請番号1番から7番が市農業公社

扱いの利用権の解約、申請番号 8 番 9 番が農地中間管理事業の賃貸借の解約となります。

福田絹江議長 以上ご報告いたします。
報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」との声あり)
それでは、次に移ります。

福田絹江議長 日程第 5、推薦第 2 号「日光市農業農村男女共同参画推進委員の推薦について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
(吉澤喜代子係長挙手)

吉澤喜代子係長 はい、吉澤係長。
推薦第 2 号「日光市農業農村男女共同参画推進委員の推薦について」ご説明いたします。総会資料 6 ページをお開きください。
日光市農業農村男女共同参画推進委員会は、21 世紀の農業の持続的な発展を図り、豊かで活力ある開かれた農業及び農村を実現するために、行政、農業団体及び農業者が一体となって日光市農業農村男女共同参画推進ビジョンを推進することを目的として設置されております。
日光市農業農村男女共同参画推進委員について、委員 1 名の推薦を求めるもので、任期は令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 2 年 11 か月間となっております。

福田絹江議長 以上です。
説明が終わりました。
ここで、皆さまにお諮りいたします。
選任につきましては、どのような方法がよろしいでしょうか。
(増渕勝農業委員挙手)

増渕勝議員 福田絹江議長 はい、増渕委員。
議長一任でお願いします。
議長一任の声がありました。
議長が指名することにご異議ありませんか。
(「異議なし。」との声あり。)
ご異議ありませんので、議長において指名いたします。
1 番 川村耕一委員を指名いたします。
それでは、川村耕一委員を推薦することに、賛成の委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、日光市農業農村男女共同参画推進委員に 1 番 川村耕一委員を推薦することに決しました。

福田絹江議長 日程第 6、議案第 23 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。
今月の現地調査は情報発信活動部会が担当しております。斎藤部会長から全体説明をお願いします。
(斎藤敏夫農業委員挙手)

斎藤敏夫農業委員 はい、斎藤部会長。
今回は情報発信活動部会が担当で、許可申請については議案第 23 号を始めとし、合計 13 件でおります。2 班編成で調査を行いました。第

1班は齋藤、西巻委員、福田重勝委員、2班は渡邊副部長、星野委員、福田隆夫委員、福田会長にお願いして調査を行ったところ、その内訳について説明します。

議案第23号、7ページは福田重勝委員に、2・3番目については星野委員に、4番目については福田重勝委員に、議案第24号については福田隆夫委員にお願いしました。議案第25号については、福田隆夫委員に、議案第28号1・2番目は西巻委員にお願いしました。15ページの3番については福田隆夫委員に、4番の板橋地内は西巻委員に、16ページ1番は星野由紀夫委員に、2番は渡邊悦子副部長に3番は福田重勝委員に担当してもらいました。

福田絹江議長

ありがとうございました。

それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。

(福田重勝推進委員挙手)

はい、福田重勝委員。

福田重勝推進委員

わたしは議案第23号の1番を担当いたしました。本申請は日光市大室地内において売買を目的とした3条申請です。譲受人、譲渡人、申請地については資料のとおりです。

位置図による説明をいたします。申請地は大室地内、大室小学校の道路を挟んだ北側の位置となります。

案内図による説明をいたします。大室小学校北側のT字路から西へ20メートルほど進んだ右手に申請地があります。

登記簿地目は畑、現況は田でございます。

譲受人は耕作農地を適切に管理し、家族で水稻を作付けしております。購入後は水稻の作付けを予定しております。

なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

福田絹江議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について齋藤部長から報告願います。

(齋藤敏夫農業委員挙手)

はい、齋藤部長。

齋藤敏夫農業委員

はい。ただいま説明があった通りでございます。隣接関係の問題も指摘事項も部会としてございませんでした。この件については許可相当と部会としての判断を示したところでございます。よろしくご審議お願いいたします。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

福田絹江議長

よろしいですか。ご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり。)

福田絹江議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(星野由起夫推進委員挙手)

はい、星野委員。

星野由起夫推進委員

わたしは議案第23号の2番を担当いたしました。本申請は日光市板橋地内における贈与に伴う3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地については資料のとおりです。

位置図による説明。申請地は板橋の交差点から南に約400メートルの位置にある1か所と、同交差点から北東に約300メートルに位置する1か所と、約500メートルに位置する2か所となります。

案内図による説明。

1か所目は例幣使街道を板橋の交差点から南へ約400メートル進んだ位置に申請地があります。

2か所目は板橋の交差点から東に100メートルほど進み、左折後250メートルほど進んだ位置に申請地があります。

3か所目と4か所目は板橋の交差点から東、今市消防署大沢分署方向に700メートルほど進み、左折後JRの踏切を超えた位置に申請地がございます。

公図による説明。

1か所目の南側の説明です。地番が1521-1は登記簿地目が宅地で現況は畑です。他は登記簿地目が畑、現況は畑となっております。

2か所目は登記簿地目が田、現況が田です。

3か所目と4か所目は登記簿地目が田、現況も田です。

譲受人は渡人の息子で耕作農地をいずれも適切に管理し作付けをしております。非常にきれいに作付けしております。

以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について斎藤部会長から報告願います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤部会長。

斎藤敏夫農業委員

はい。これについてはただいま報告があった通り、親子間の贈与に伴うものでございまして、特に指摘される問題点もないことから、許可相当という部会としての結論を出しました。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

福田 絹江 議長

よろしいですか。ご質問等はございませんか。

(「なし。」との声あり。)

福田 絹江 議長

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田 絹江 議長

続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(星野由起夫推進委員挙手)

星野由起夫推進委員

はい、星野委員。

わたしは議案第23号の3番を担当いたしました。本申請は日光市板橋地内における贈与に伴う3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地については資料のとおりです。

位置図による説明。

1箇所目は板橋の交差点から西400メートルへ位置した場所です。

2箇所目は板橋の交差点から北東500メートルに位置した場所です。

3箇所目は板橋の交差点から北へ500メートルに位置した場所です。

案内図による説明。

1箇所目は板橋の交差点から西へ400メートルほど進んだ左手にあります。

2箇所目は板橋の交差点から東、今市消防署大沢分署方向に700メートルほど進み、左折後JRの踏切を超えた後右折し200メートルほど北側に進んだ位置に申請地があります。

3箇所目は板橋の交差点から板橋バイパスを北に500メートルほど進み左の道に入った位置に申請地があります。

公図による説明。

1箇所目、登記簿地目は畑、現況は畑です。

2箇所目、3筆ございまして登記簿地目は田、現況は田です。

3箇所目、登記簿地目は畑、現況も畑です。

譲受人は渡人の娘で、耕作農地を適切に管理し、息子同様にきれいに作付けをしております。

以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

福田 絹江 議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について斎藤部会長から報告願います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

斎藤敏夫農業委員

はい、斎藤部会長。

はい。これについても先ほどの案件と同様に親子間の贈与ということで、特に問題はないと思いますので許可相当という部会の結論を出したところです。よろしくご審議のほどよろしく申し上げます。

福田 絹江 議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(加藤英利農業委員挙手)

加藤英利農業委員

はい、加藤委員。

星野由起夫推進委員

1081番地の写真について、何が植えてありますか。

福田 絹江 議長

柿でした。

福田 絹江 議長

他に何かありましたらお受けします。

ないようでしたら採決に移ります。

(「なし。」との声あり。)

福田 絹江 議長

番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙

手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。
福田絹江議長 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。
(福田重勝推進委員挙手)
福田重勝推進委員 はい、福田重勝委員。
わたしは議案第23号の4番を担当いたしました。本申請は日光市荊沢地内における売買に伴う3条申請です。譲渡人、譲受人、申請地については資料のとおりでございます。
位置図による説明。
申請地は荊沢地内、今市工業から北へ約1.2キロに位置したところが申請地です。
案内図による説明。
今市工業高校の交差点を北に1.2キロメートルほど進み、右折して針谷方面に500メートルほど進んだところが申請地でございます。
公図による説明。
登記地目は畑、現況は田でございます。
譲受人は耕作農地を適切に管理し、家族2人で水稻を作付けしています。購入後は水稻の作付けを予定しております。
なお、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可の要件をすべて満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。
福田絹江議長 ありがとうございます。
次に、現地調査後の検討・協議の結果について斎藤部会長から報告願います。
(斎藤敏夫農業委員挙手)
斎藤敏夫農業委員 はい、斎藤部会長。
はい。この件についてはただいま説明があった通り、隣接者が購入者ということで特に問題はないということで、許可相当という部会の結論を出しました。改めて、この件について皆さんからご審議をお願いいたします。
福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
福田絹江議長 (「なし。」との声あり。)
それでは質疑を終結し、採決いたします。
番号4について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
福田絹江議長 挙手全員であります。
よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。
福田絹江議長 日程第7、議案第24号「日光農業振興地域整備計画の重要変更について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
(福田隆夫推進委員挙手)
福田隆夫推進委員 はい、福田隆夫委員。
総会資料9ページをご覧ください。

わたしは議案第24号の1番を担当いたしました。本申請は日光市板橋地内において一般住宅を目的として農振除外をする案件です。申請人、申請地については資料のとおりです。

利用予定者は現在、鹿沼市のアパートに夫と子と暮らしておりますが、居住空間が手狭となったため、父より譲り受け、分家として住宅敷地として住宅を建築し利用したく申し出るものです。

位置図による説明。板橋地内。板橋トンネルから南に800メートルに位置します。

案内図による説明。板橋トンネルから南へ800メートル進み、右折したところに申請地があります。

登記簿地目は畑、現況も畑です。周囲の状況は、東側は畑とパイプハウスがあります。西側は道路。南側は畑。申請の実家が隣にあります。北側は田です。申請地は圃場整備後11年が経過しています。

土地利用図による説明。現地には申請人、申請人の父、行政書士が立ち会いました。申請地を宅地に利用する計画でポールが立ててありました。許可後の計画では、給排水は公共上水道、合併浄化槽を設置する予定、雨水は敷地内浸透をします。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

福田絹江議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について斎藤部会長から報告願います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤部会長。

斎藤敏夫農業委員

はい。これについてはただいま説明があった通り、圃場整備後11年が経過しているということでございまして、特段問題はないということで部会については許可相当という部会の結論を出しました。改めて、皆さんからご審議をいただきたいと思えます。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(加藤英利農業委員農業委員挙手)

はい、加藤委員。

加藤英利農業委員

事業計画図で敷地は砂利敷きでしょうか。また周りどうでしょうか。写真の手前は田ではないのでしょうか。

福田隆夫推進委員

敷地は砂利敷きです。写真手前は作業用道路です。板橋トンネルから入った道に道路があります。

加藤英利農業委員

わかりました。ありがとうございました。

福田絹江議長

他にありますか。

(福田浩一推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田浩一推進委員

圃場整備されているということで、先ほど合併浄化槽ということですが、汚水はどこかの用水に流すということですか。

福田絹江議長

申請受け付け関係で、事務局にお願いします。

(小又一美事務局長挙手)

はい、小又事務局長。

小又一美事務局長

はい。事業計画図により浸透層がございますので、敷地外への放流はございません。以上です。

福田 絹江 議長	ただいまの説明でよろしいでしょうか。 他に何かありましたらお受けいたします。 (「なし。」との声あり。)
福田 絹江 議長	それでは、採決いたします。 番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手) 挙手全員であります。 よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。
福田 絹江 議長	日程第8、議案第25号「日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。 (福田隆夫推進委員挙手)
福田隆夫推進委員	はい、福田隆夫委員。 資料は総会資料10ページです。 わたしは議案第25号の1番を担当いたしました。申請人及び申請地等は資料のとおりです。本申請は日光市猪倉地内において農業生産施設用地を目的として用途区分変更申請をする案件です。 位置図による説明。猪倉地内。猪倉交差点から西へ1.4キロメートルに位置した場所です。 案内図による説明。猪倉交差点から県道を西へ1.5キロ進み、右折して北東へ200メートル進んだ左側にあります。登記簿地目は田、現況は農地です。周囲の状況は東側が田、西側は農業施設用のハウス、南側は田、北側は宅地。 申出人は水稻12ヘクタール、そば・麦2ヘクタール、アスパラ30アールを栽培する専業農家です。現在敷地内に農業用の倉庫が2棟ありますが、農業拡大により農産物の保管等や肥料、農薬等の置場が不足し困窮しています。そのため、今般申出地に農業用倉庫を建築し農業用倉庫敷地として利用したく申し出るものです。 土地利用図による説明で、現地には申請人本人与行政書士が立ち会いました。申請地を農業生産施設に利用する計画で、道路と同じ高さに砂利で敷地をかさ上げし、給排水は設置しません。雨水は敷地内砂利浸透処理します。 以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
福田 絹江 議長	ありがとうございました。
斎藤敏夫農業委員	次に、現地調査後の検討・協議の結果について斎藤部会長から報告願います。
福田 絹江 議長	はい。この件については、ただいま説明があった通り、特に部会として問題指摘事項もございませんでした。よって許可相当という結論を出させていただきました。改めて、みなさんからご審議いただくようお願いいたします。
福田 絹江 議長	報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。 ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。 (「なし。」の声あり。) ないようですので、採決に移ってよろしいですか。 (「はい。」の声あり。)

福田 絹江 議長 | それでは番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

福田 絹江 議長 | 日程第9、議案第26号「農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」を議題とし、番号1番について事務局の説明を求めます。
(鯉沼慶主査挙手)
はい、鯉沼主査。

鯉沼 慶主 査 | 総会資料11ページをお開きください。
本申請は、太陽光発電設備を目的として令和4年9月28日付け日農委指令第4-8号で農地法第4条の許可を受けた案件です。
変更理由ですが、太陽光発電設備の発電量が629kwから574kwに変更となり、当初の転用面積全てを利用する必要がなくなったため、申請に至ったものです。
申請地が3筆から2筆となり、転用面積が9,888平方メートルから9,447平方メートルに変更となります。
以上でございます。

福田 絹江 議長 | 説明が終わりました。
ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」の声あり。)

福田 絹江 議長 | ないようですので、採決に移ります。
番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

福田 絹江 議長 | 日程第10、議案第27号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更について」を議題とし、番号1番から3番については、関連がありますので、事務局の一括説明を求めます。
(鯉沼慶主査挙手)
はい、鯉沼主査。

鯉沼 慶主 査 | 総会資料12ページをお開きください。
まず、1番から3番についてですが、関連する案件ですのでまとめて説明いたします。
本申請は、農地改良を目的として令和4年3月28日付け日農委指令第5-68号から70号で一時転用の許可を受けた案件です。
変更理由でございますが、埋め戻し用土砂の確保に時間を要したため許可期間内での完了が困難となってしまったものでございます。
今回、工期計画を令和5年3月15日から令和6年3月15日まで1年間延長するものです。
以上でございます。

福田 絹江 議長 | 説明が終わりました。
番号1番から3番について、ご質問等ございましたら一括してお受けいたします。

(高橋和子農業委員挙手)
 はい、高橋和子委員
 高橋和子農業委員 はい。埋め戻し用の土砂ということですが、後々出来上がった時には畑として使用する予定だと思うのですが、その土砂の中身としては確認されているのでしょうか。

福田絹江議長 事務局をお願いします。
 (小又一美事務局長挙手)
 はい、小又事務局長。

小又一美事務局長 当該申請地でございますが、日光市土砂等の埋め立て等による土壌汚染及び災害の発生防止等に関する条例、通称土砂条例の許可を受けている個所であり、担当の生活安全課で規制を行っておりますので確認できると考えております。以上です。

福田絹江議長 他に何か質問ありますか。
 (加藤英利農業委員挙手)
 はい、加藤委員。

加藤英利農業委員 埋め戻しをするのに用土の関係で、最初の計画の時にどこから持ってくるという申請内容はないのでしょうか。

福田絹江議長 事務局をお願いします。
 (小又一美事務局長挙手)
 はい、小又事務局長。

小又一美事務局長 当該申請につきまして、埋め戻しの土砂等の容量については申請内容に含まれておりません。申請内容を把握しておりません。以上です。

加藤英利農業委員 農地改良をする申請をした時に、埋め戻す土をどこから持ってきたのかは聞かないのか。

小又一美事務局長 基本的には土砂条例は区域外から搬入はしないものとなっております。

鯉沼慶主査 当時の許可の資料が手元にないため、そちらを確認してからお答えしたいと思います。この場でわかるものがないので、確認してからでよろしいでしょうか。

福田絹江議長 はい。では、ここで暫時休憩とします。

(午後3時10分～午後3時20分 休憩)

福田絹江議長 会議を再開いたします。
 鯉沼主査をお願いします。

鯉沼慶主査 はい、失礼しました。
 埋め立て用の土砂ですが、農地改良で埋め立て用に使う土砂について申請時に確認しており、鹿沼市から持ってくるということで確認しております。

加藤英利農業委員 その土砂が足りなくなってしまったので、延長するということか。

鯉沼慶主査 はい。期限内に終わらないということで期間のみを延長するというものです。

福田絹江議長 よろしいでしょうか。

加藤英利農業委員 はい。

福田絹江議長 他に何か質問がありましたらお受けします。
 (「なし。」の声あり)

福田絹江議長 それでは質疑を終結し、採決いたします。
 番号1番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委

員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号1番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 続きますして、番号2番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号2番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 続きますして、番号3番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号3番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 ここで、番号4番について事務局の説明を求めます。
(鯉沼慶主査挙手)
はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査 次に4番についてですが、本申請は一般住宅を目的として平成元年7月28日付け栃木県指令上農政第5-20104号で農地法5条の許可を受けた案件です。
変更理由でございますが、一般住宅用地として転用許可後宅地造成まで行いましたが、資金不足により現在に至っております。
今回、承継者が申請地を譲り受けて資材置場として利用したく事業変更申請がありましたので、承継者と転用目的の変更をするものです。
なお、事業計画変更後の5条許可申請が、議案書14ページの1番にございます。
以上でございます。

福田絹江議長 説明が終わりました。
ご質問等ございましたらお受けいたします。
(「なし。」の声あり。)

福田絹江議長 なしの声がありましたので、採決いたします。
番号4番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
(全員挙手)
挙手全員であります。
よって、番号4番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 日程第11、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし、番号1番について担当委員の報告を求めます。
(西巻光次推進委員挙手)
はい、西巻委員。

西巻光次推進委員 わたしは、資料は総会資料14ページ、議案第28号の1番を担当いたしました。本申請は日光市瀬尾地内において、売買により資材置き場を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人の申請地等は資料のとおりです。

位置図により説明します。申請地は近くにせせらぎ保育園がございます。申請地は、瀬尾地内、市立せせらぎ保育園から西へ400メートルに位置します。

案内図により説明します。市立せせらぎ保育園から西へ300メートル進み、右折して北へ70メートル、さらに西へ70メートルほど進んだ左手が申請地です。

現況写真により、境界はプラスチック杭で確認されており、北側が道路です。

公図により、申請地105-15の土地は、東側が宅地、南側は水路、西側は雑種地で、登記簿地目、現況ともに田です。

土地利用計画による説明に入ります。現地には譲渡人代理人の宅地建物取引士が立ち会い、譲受人側は事業者が立ち会いました。申請地を資材置き場に使用する計画で、プラスチック杭がしてありました。

資材置き場設置については代理人が周りの権利者にお話をして同意を得ているということです。給排水につきましては公共上下水道を利用します。雨水は敷地内浸透処理いたします。なお敷地は砂利を敷き、敷地内浸透処理をいたします。また、外回りはコンクリートを打って、金網を張るということです。この場所の主な置く物については足場の材料ということです。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について斎藤部会長から報告願います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

斎藤敏夫農業委員

はい、斎藤部会長。

はい。この件についてはただいま説明があった通り、特に敷地内については周辺地域に及ぼす影響はないということで、部会としては許可相当の結論を出しました。改めまして皆様のご審議をお願いしたいと思います。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(小池毅農業委員挙手)

小池毅農業委員

はい、小池委員。

30年以上前に申請が出ていて、現況地目がなぜ田なのかと思ったのだが、仕方のないことなのか。本人の問題なのか。総会資料13ページの4番に関連しており、平成元年7月28日に許可を出している案件だが、また出てきたもの。本来であれば、当時に田から宅地に変更しているはずのもの。

西巻光次推進委員

はい、議長。これは当初は一般住宅で許可を取ったが、現況として都合により今回置き場として売買する。それ以前として贈与として譲り受けたものということでそのまま登記簿上、そのまま田ということになるのではないかと思う。

小池毅農業委員

当時、許可を受けたのにもかかわらず、田を田として現在に至っている。本来は許可が出た時点で処理をしなければならないものだと思う。

福田絹江議長

はい、鯉沼主査。

鯉沼慶主査

この案件については、先ほど説明がありました通り、13ページの4

福田絹江議長
小池毅委員
大島一比古推進委員

福田絹江議長
鯉沼慶主査

大島一比古推進委員

鯉沼慶主査
大島一比古推進委員
福田絹江議長

福田絹江議長

福田絹江議長

西巻光次推進委員

福田絹江議長

番で平成元年に一般住宅として転用の許可を得ていたものですが、住宅を建てるまでには至らず、転用行為が途中で止まってしまっていたので、転用が完了せずに地目がそのままになっていた。今回資材置き場として新たに許可を取るのに、完了すれば地目も変わると思われるので、今回の13ページの4番と14ページの1番の転用行為で合わせて申請になっているものです。

ただいまの説明でご理解いただけただけでしょうか。

はい。

事務局へ質問します。何年経過しようが5条申請の申請許可を取った場合の再発行はしているのでしょうか。

はい。事務局お願いします。

はい。許可証の再発行はありませんが、許可の証明という形でこういった許可を出しているという証明はできます。

今回のケースにおいては、直近の申請をして許可を出す。その時点で審査をしている。

その通りです。

ありがとうございました。

ありがとうございました。

他に質問ございましたらお受けします。

それでは質疑を終結し、採決いたします。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(西巻光次推進委員挙手)

はい、西巻委員。

わたしは、資料は総会資料14ページ、議案第28号の2番を担当いたしました。本申請は日光市千本木地内において、駐車場を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人の申請地等は資料のとおりです。

では、位置図により説明します。申請地は千本木地内、今市高等学校から南東へ500メートルに位置します。

案内図により説明します。市道中平町千本木線から南東へ500メートル入った市道沿いにあります。

公図により説明します。周囲の状況は東側、西側、南側は宅地、北側は道路です。

土地利用計画により説明します。現地には譲渡人欠席代理人、譲受人、土地家屋調査士事務所が立ち会いました。駐車場建設に当たっては周囲の同意を得ております。申請地を駐車場にする計画で駐車場の周囲はコンクリと金網で囲うということです。給排水は公共下水道を、雨水は敷地内浸透処理いたします。駐車場内は砂利を敷き自然浸透することです。

周囲にはお話をしてお話をしておいて同意を取ってあるとのこと。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について齋藤部会長から報告願います。

(齋藤敏夫農業委員挙手)

はい、齋藤部会長。

齋藤敏夫農業委員 はい。この件については、写真を見ていただいた通り、特に指摘される問題点はないということで、部会として許可相当という結論を出したところですので。改めて、皆様のご新語をお願いします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

加藤英利農業委員 進入路の位置に側溝があるが影響しないのか。進入路と敷地内の高さは同じになるのか。

西巻光次推進委員 大雨が降れば若干の影響はあるかもしれない。高さは確認していないが、一般的には道路と同じ高さにする。

加藤英利農業委員 車が出入りした時に側溝が痛むということは考えられないか。

西巻光次推進委員 支障はない。

福田絹江議長 他に質問はありますか。

福田絹江議長 ないようでしたら採決に移ります。

番号2番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号2番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。

(福田隆夫推進委員挙手)

はい、福田委員。

福田隆夫推進委員 総会資料15ページ。わたしは、議案第28号の3番を担当いたしました。本申請は日光市岩崎地内において、1年間の賃貸借により園芸用土採取を目的とした5条申請です。譲渡人、譲受人及び申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明。申請地は岩崎地内。JR日光線文挾駅から南東1.1キロメートルに位置します。

案内図による説明。JR日光線文挾駅から南東へ県道宇都宮今市線、通称大谷街道を1.2キロメートル進み、右折して南西に250メートル進んだ右手に申請地があります。

公図による説明です。登記簿地目は畑と山林、現況は畑です。周囲の状況は東側公衆道路、西側公衆道路、南側は山林、北側が公衆用道路です。鉄塔が隣接しています。現地には貸人本人と借り人は業者の代理人が立ち会いました。申請地は園芸用土を採取目的とし、鹿沼土赤玉土を採取する計画です。1526平米で4筆であります。1年間の賃貸借工事中は周囲をフェンスで囲い、出入り口には鉄板を敷き、使わない時はロープで囲う。汚れた道路はこまめに清掃するというものでした。

まずは表面の黒土をはぎ取って寄せ、それから4メートルまで掘り進めます。それ以上掘らないそうです。そこまで掘らなくても鹿沼土はとれるそうです。周囲1から2メートルは保安距離とり、掘る形態は45度の傾斜で掘るそうです。採取後の埋め戻しは、園芸業者の商品にならない細かい残土を戻すそうです。その上に最初にはぎ取って寄せた黒土

を戻す。面積的には1年間で十分で、4トンダンプが出入りする。

以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。以上です。

福田絹江議長 ありがとうございます。

斎藤敏夫農業委員 次に、現地調査後の検討・協議の結果について斎藤部会長から報告願います。

福田絹江議長 はい。今説明があった通り、鹿沼土採取のための1年間の賃貸借ということで、部会としては問題ないということで許可相当という部会の結論を出しました。改めまして、皆様のご審議をよろしく願います。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

大貫宣秀推進委員(挙手)

大貫宣秀推進委員 はい、大貫委員。

福田絹江議長 庭土の採取の受人の名前が個人名だが、この方の事業については、残高証明などはついているのでしょうか。

鯉沼慶主査 事務局お願いします。

大貫宣秀推進委員 はい、議長。

福田絹江議長 金融機関の残高証明が添付されております。

大貫宣秀推進委員 ありがとうございます。

福田絹江議長 他に何か質問がありましたらお受けします。

(「なし。」の声あり。)

それでは採決に移ります。

番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号4番について担当委員の報告を求めます。

(西巻光次委員挙手)

西巻光次推進委員 はい、西巻委員。

わたしは、資料は総会資料15ページ、議案第28号の4番を担当いたしました。本申請は日光市嘉多蔵地内において、売買による太陽光発電所を目的として転用する案件です。譲渡人、譲受人の申請地等は資料のとおりです。

位置図による説明をします。嘉多蔵公民館から東へ山道300メートルに位置します。

案内図による説明をします。嘉多蔵公民館から東へ250メートル進んだ右手の奥に申請地があります。

公図による説明をします。現地は杭が落とされており、出入り道路があり、太陽光発電になるエリアが示されています。小林に抜ける林道があり、そこから申請地までは3から40メートルかと思われます。周囲の状況は青地と道路です。山岳図と高地図が見られ、本来の別々の地図があるはず。平らな雑種地と青地もみられる。この青地と民間地の境目については関東財務局との協議が済んでいる。周囲は山林、畑です。

土地利用計画図による説明。太陽光発電所の計画図です。太陽光パネルは全体では188枚、電気出力は49.5kwだそうです。

ここに設置するにあたっては、以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

福田絹江議長 ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について斎藤部会長から報告願います。

斎藤敏夫農業委員 (斎藤敏夫農業委員挙手)

はい、斎藤部会長。

斎藤敏夫農業委員 はい。太陽光発電用地という申請で、ただいま説明があった通りです。周辺環境も写真のとおり、事実上は山林に囲まれた用地ということで、特に近隣に及ぼす影響もないということで部会としては許可相当という結論を出しました。改めまして、皆様のご審議をお願いします。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

富田順子推進委員 (富田順子推進委員挙手)

はい、富田委員。

富田順子推進委員 譲渡人も譲受人も、宇都宮の方、埼玉の方。説明が嘉多蔵公民館から入ったので、場所が理解できなかった。

福田絹江議長 斎藤部会長から説明をお願いします。

斎藤敏夫農業委員 はい。沓掛の桜の木はご存じでしょうか。県道を石那田・篠井の方に行く道に、沓掛桜の木という樹齢千年くらいの桜の木の脇の道に入っていった所が申請地です。その方がわかりやすいと思います。

福田絹江議長 はい、ありがとうございました。

他に何か質問がありましたらお受けします。

柏木武推進委員 (柏木武推進委員挙手)

はい、柏木委員。

柏木武推進委員 周囲の囲いについての説明がなかったのですが。

西巻光次推進委員 周囲はコンクリを打ち、金網で囲うということです。

福田絹江議長 はい、ありがとうございました。

他に何か質問がありましたらお受けします。

福田富美男推進委員 太陽光の電線が盗難に遭っている。盗難防止対策はどうなっているのでしょうか。

西巻光次推進委員 盗難防止については説明を受けていない。

福田絹江議長 盗難防止については、この許可には盗難防止は関係ありません。

福田絹江議長 他に何か質問がありましたらお受けします。

福田絹江議長 ないようでしたら、採決に移りますがよろしいですか。

(「ない。」との声あり。)

福田絹江議長 それでは番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。

福田絹江議長 日程第12、議案第29号「非農地証明願について」を議題とし、番号1番の報告を求めます。

(星野由紀夫推進委員挙手)

星野由紀夫推進委員 はい、星野委員。

星野由紀夫推進委員 わたしは、資料は総会資料16ページ、議案第29号の1番を担当

いたしました。本申請は、日光市木和田島地内において山林となっている案件です。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

位置図による説明。願出地は、木和田島地内、大沢インターチェンジから南東へ約900メートルに位置した場所です。

案内図による説明。木和田島地内の河淳の工場の北側約200メートルに位置に願出地があります。新里街道（市道本町～猪倉線）を宇都宮方向に進み、店舗のところを左折。

公図による説明。登記簿地目は畑、現況は山林です。東側が田、西側が原野、南側と北側が山林です。

土地利用図による説明。現地には願い出人が立ち会い、杭打ちがしてありました。願い出地は平成元年に所有者が全所有者から相続した時点ですでに山林になっており、現在に至っております。

空中写真による説明。34年以上が経過しています。

以上、証明することに問題がないと思われしますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について齋藤部会長から報告願います。

(齋藤敏夫農業委員挙手)

はい、齋藤部会長。

この件については、ただいま説明があった通り、34年以上経過して写真の状況になっておる状況です。今回の申請について許可相当であるというのが部会としての結論でございます。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

それでは採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

続きまして、番号2番について担当委員の報告を求めます。

(渡邊悦子農業委員挙手)

はい、渡邊委員。

わたしは議案第29号の2番を担当いたしました。本申請は、日光市岩崎地内において宅地として利用している案件です。

願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

位置図による説明をいたします。願出地は、岩崎地内、JR文挾駅から南南東へ約1.5キロメートルに位置した場所です。

案内図による説明です。宇都宮今市線を宇都宮方向に1.5キロほど進み、右折後200メートル進んだ位置に願出地があります。

公図による説明です。登記簿地目は畑、現況は宅地です。

土地利用計画図による説明をいたします。

周囲の状況は東側が道路、西側が畑、南側が宅地、北側が道路です。

願出地は大正元年に居宅が建築され、昭和25年に納屋が建築されて以降は宅地として利用され、現在に至っているとのこと。
 空中写真が添付されております。
 現地には願出者、行政書士が立ち会いました。願出地は大正元年頃から宅地として利用しており、72年以上が経過しております。
 証明することに問題がないと思われまますので、ご審議のほどお願いいたします。以上です。

福田絹江議長 ありがとうございます。
 次に、現地調査後の検討・協議の結果について齋藤部会長から報告願います。
 (齋藤敏夫農業委員挙手)
 はい、齋藤部会長。

齋藤敏夫農業委員 はい。写真を見てのとおりでございます。72年以上経過してあるということで、部会としては指摘することはありませんでした。許可相当という部会の結論を出しました。皆様のご審議をよろしく願います。

福田絹江議長 報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。
 ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。
 (小池毅農業委員挙手)
 はい、小池委員。

小池毅農業委員 408の建物の一部はみ出ている部分はどうなるか。408の地目は何か。

渡邊悦子農業委員 408の地目は畑です。
 福田絹江議長 はい、事務局願います。
 小又一美事務局長 当該地の非農地については説明のとおりです。408の建物が地目は畑になっているということですが、今後は適切に対応していきたいと考えております。以上です。

福田絹江議長 小池委員いかがでしょうか。
 今回申請を出された分については確実に農地ではない、非農地の証明でご理解できるのではないかと思います。

小池毅農業委員 あの部分が移っている写真はないですか。建物はあったのですか。
 渡邊悦子農業委員 写真はあります。建物はありました。
 小池毅農業委員 わかりました。指導を引き続き願います。
 福田絹江議長 申請をいただいた部分については非農地ということによろしいですか。
 他に何か質問がありましたらお受けします。
 ないようでしたら採決に移ります。

福田絹江議長 番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
 (全員挙手)
 挙手全員であります。
 よって、番号2番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長 続きまして、番号3番について担当委員の報告を求めます。
 (福田重勝推進委員挙手)
 はい、福田委員。

福田重勝推進委員 わたしは議案第29号の3番を担当いたしました。本申請は、日光市

稲荷町地内において宅地として利用しています。願出人及び願出地等はそれぞれ資料のとおりです。

位置図による説明をいたします。申請地は、稲荷町地内、日光消防署から北西へ80メートル程ほど行った場所が申請地です。

案内図による説明をします。稲荷町防災公園の南側に願出地があります。

公図による説明をいたします。登記簿地目は畑、現況は宅地です。

昭和51年撮影の空中写真が添付されております。

周囲の状況は、東側が宅地、西側も宅地、南側が道路、北側も宅地でございます。

現地には行政書士が立ち会い、杭打ちがしてありました。願出地は大正14年頃から宅地として利用しており、97年が経過しております。

証明することに問題がないと思われまますので、ご審議のほどお願いいたします。以上です。

福田絹江議長

ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について斎藤部会長から報告願います。

(斎藤敏夫農業委員挙手)

斎藤敏夫農業委員

はい、斎藤部会長。

はい。この件については、大正14年に建築されたということで、木造建物が残っており、歴史を感じる住まいでびっくりした。非農用地地としては当然問題がない訳でございますが、これだけの歴史を感じる立派な宅地があるのだなと驚きました。いずれにいたしましても、部会としては何ら問題ないということで許可相当という結論を出しました。ご審議のほどよろしく願います。

福田絹江議長

報告並びに現地調査後の部会報告が終わりました。

ここで、情報発信活動部会以外の皆様方のご意見・ご質問等をお受けいたします。

(「なし。」の声あり。)

ないようでしたら採決に移ります。

福田絹江議長

それでは番号3番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員であります。

よって、番号3番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。

福田絹江議長

日程第13、議案第30号「農業経営基盤強化促進法19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

(永吉和彦副主幹挙手)

はい、永吉副主幹。

永吉和彦副主幹

議案第30号「農業経営基盤強化促進法第19条(農用地利用集積計画の公告)に基づく決定について、ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議をお願いするものです。

今月は、『所有権移転』と『利用権設定』の案件がございます。

ではまず、所有権移転の案件になります。

福田 絹江 議長

総会資料は17ページとなります。

今月の件数は3件で、面積合計は10筆で14,043平方メートルとなります。

「譲渡人」・「譲受人」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

次に、利用権設定の案件ですが、総会資料は18～24ページになります。

件数は17件、面積合計は59筆で120,456.09平方メートルとなります。

内訳は、申請番号1番から3番が農業委員会扱いの利用権の更新、申請番号4番から17番が日光市農業公社扱いの案件で、新規が13件、更新が1件となっております。

「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

説明が終わりました。

はじめに賃貸借権設定、総会資料23ページ14番について、審議いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、19番 酒主学委員の退席を求めます。

（ 酒主学推進委員退席 午後4時29分 ）

それでは、この14番について、ご質問等ございましたらお受けいたします。

福田 絹江 議長

ないようですので、採決いたします。

議案第30号のうち、賃貸借権設定の14番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

挙手全員であります。

よって、賃貸借権設定の14番については、原案のとおり決定することに決しました。

酒主 学委員の着席を許可いたします。

（ 酒主学委員着席 午後4時31分 ）

福田 絹江 議長

それでは、賃貸借権設定の14番以外の案件について、審議いたします。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

採決に移ってよろしいでしょうか。

（「はい。」の声あり。）

福田 絹江 議長

それでは、採決いたします。

賃貸借権設定の14番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 全員挙手 ）

挙手全員であります。

よって、賃貸借権設定の14番以外の案件は、原案のとおり決定することに決しました。

福田 絹江 議長

日程第14、議案第31号「農地中間管理事業の推進に関する法律第

永吉和彦副主幹

19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

（永吉和彦副主幹挙手）

はい、永吉副主幹。

議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について、ご説明いたします。

本議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した「農用地利用集積計画案」を決定するために審議を求められています。

総会資料は25～38ページになります。

件数は21件で、面積合計は132筆で239,071.73平方メートルとなります。

「設定をする者（貸人）」・「設定を受ける者（借人）」の住所・氏名及び土地の表示等は、申請のとおりとなります。

以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。

福田絹江議長

説明が終わりました。

はじめに賃貸借権設定、総会資料26ページ2、9、10、15番について、審議いたします。

ここで、農業委員会等に関する法律 第31条第1項「議事参与の制限」の規定を準用し、8番 増淵勝委員の退席を求めます。

（増淵勝農業委員退席 午後4時36分）

それでは、ご質問等ございましたらお受けいたします。

（「なし。」の声あり。）

福田絹江議長

それでは採決に移ります。

議案第30号のうち、賃貸借権設定の2、9、10、15番について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員であります。

よって、賃貸借権設定の2、9、10、15番については、原案のとおり決定することに決しました。

福田絹江議長

増淵勝委員の着席を許可いたします。

（増淵勝農業委員着席 午後4時37分）

それでは、賃貸借権設定の2、9、10、15番以外の案件について、審議いたします。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

福田絹江議長

ないようですので採決に移ります。

賃貸借権設定の2、9、10、15番以外の案件について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（全員挙手）

挙手全員であります。

よって、賃貸借権設定の2番以外の案件は、原案のとおり決定することに決しました。

福田絹江議長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。ありがとうございました。

これもちまして、令和5年4月20日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後4時48分